



聖ヨハネ会だより

第36号 平成27年 6月

地域における公益的な取り組みについて

事務局長 竹川 和宏

平成27年4月3日に「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され審議されています。この中で「社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料または低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。」と規定されています。つまり今回の改正法案において責務規定を整備するというものです。

これまで当法人は医療・介護・福祉のそれぞれの部門において、制度上にある以外の支援を実施してきました。このことにつきましては「現況報告書」として行政に提出いたしますのであらためてご案内申し上げますが、それは目の前に困っている方がいらっしゃる、そのことをなんとか解決しなければいけないという気持ちから自然と動いているということが殆どだと思います。そしてその気持ちはこれからも持ち続けていきたいと思っています。理念にも掲げていることであります。

ただ、目の前に起こっていることだけを考えていては今の社会に適合していないということ、これを今回の改正では伝えたいことなのかなと思っています。急速に高齢化が進み、人口減少が到来し、家族の形や在り様も変容し、地域社会もこれまでのような繋がりが必ずしもあるとはいえない、こんな社会の中で福祉のニーズはこれまでにない多様化、複雑化している、このことに福祉サービスを供給する者としての中心的役割を果たすことが我々に求められている、あるいは積極的に能動的に取り組んでもらいたいと思われていることなのかなと感じます。

当法人の各部門は、経営という視点からみると必ずしも順風に運営ができているとは言えない状況であります。報酬はマイナス改正で今後その伸びを期待することは難しく、地域の雇用の場としての存続も当然考えていかなければならない、そしてそのような中でこの複雑に変化している福祉ニーズに对应していかなければならない、相当に難しいミッションだと認識しています。しかし、70年以上の歴史を持つ当法人にあって、今この時にその本領を発揮しないでいつ発揮するのかという気概で取り組む所存です。画期的なことをしようとは思いません。職員全員で地道に考えながら、半歩ずつしかし着実に進んでいきたいと考えています。

リニューアルした富士聖ヨハネ学園について

富士聖ヨハネ学園 園長 角張 洋和

富士聖ヨハネ学園の改築は、多くの方のご支援ご協力の元、平成27年3月に無事竣工を迎えました。感謝申し上げます。

平成25年8月、利用者さんの家庭帰宅の時期を利用して本建築が本格的にスタートしました。そして平成26年10月には利用者さんが、生活する建物は完成し、新しい生活が始まりました。

全室個室での生活となり「ホテルみたい」と言って嬉しそうに話しかけてくれる方もおられたことは前号でご紹介したとおりですが、あれから早いもので半年が過ぎようとしています。

毎年実施している東京都福祉サービス第三者評価事業を平成27年3月に実施しました。その中で利用者調査があり、利用者さんの声は「テレビを見ています。好きな事が出来ています。ドライブが好き、山中湖まで行く。ジュースを買う。」「散歩は日曜日。土曜日はお風呂。お風呂もゆっくり入っている。」「お部屋は自分で掃除をする。廊下は時々自分でする。」「ホテルより暖かいからここが良い、自分のお金で机を買った」などいろいろな感想があったと評価者から説明を受けました。

皆さん個室になり自分なりに楽しい生活を始めたように思われます。「自然の中に佇む大きな家」をコンセプトに始まった新しい富士聖ヨハネ学園、皆で協力して作り上げて行きたいと思います。これからも皆様のご支援宜しく願いいたします。



小金井聖ヨハネ支援センター業務開始

小金井聖ヨハネ支援センター長 伊藤 英治

平成27年5月1日、小金井市梶野町に聖ヨハネ会19番目の事業所として小金井聖ヨハネ支援センターが開設しました。近代的な建物や橋梁等の建造物は、よく科学の粋を集めた結果と言われますが、小金井聖ヨハネ支援センターは東京部門のチームワークの結果ではないかと思えます。

新しい建物は鉄骨造り三階建て延べ面積1076㎡、一階はどちらかと言えば重い障害のある方を支援する生活介護（定員22名）、二階は、ワークセンターで行っていた事業を踏襲した就労移行支援（定員10名）と就労継続B型（定員20名）事業所。三階は共同生活援助（定員7名）と短期入所（定員7名）の総合施設といったところです。



平成16年に小金井市内に小金井聖ヨハネケアビレッジ第一・第二を運営し始め、その後、順次、生活の場・日中活動の場が、それぞれ用意されたことにより地域の皆さんや、学園で生活していた利用者さんも活動の場が広がり、学園から移行された利用者さんを受け入れることが出来ました。

「ワークセンターは3つの円のFootwork. Network. Teamwork. の真ん中（Center）にあるのでWorkCenterと云います」と見学者には説明していましたが、その通りに小金井聖ヨハネワークセンターは、この3つの円を駆使して、平成26年度は4名の一般就労と2名の福祉的就労（就労継続A型事業所）に結びつけることが出来ました。

小金井聖ヨハネ支援センターは、新しく始める生活介護や共同生活介護の事業とともに、今までの就労移行事業を受け継ぐこととなりましたが、ワークセンターと同様にそこで培ったノウハウを生かし就職を目指す利用者さんが一般就労できるように仕事に励んで行きたいと思えます。就労継続B型事業所には一定工賃をお支払いするという使命があり、生活介護には重い障害のある方にとっても平穩・生活能力の獲得・生活レベルの向を実現する上という使命があります。

それぞれの職員が、法人の理念である『キリストのように人を愛し、病める人・苦しむ人・弱い人に奉仕します』という事を実践していき、今後も、法人内外の方々のご理解やご協力を得ながら、日々の仕事に励んでいきたいと思えます。

写真は、平成27年6月12日開所感謝式の様子ですが、このように事業開始出来ましたことも皆様のお力添えの賜物と心から感謝申し上げます。

桜町病院は敷地内を全面禁煙としました

桜町病院事務部長 富田 周次

桜町病院をご利用いただきましてありがとうございます。

当院は、皆様に気持ちよく来院していただけるよう、院内の清潔保持や施設の改善整備に努めているところでございます。

さて、喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、がん、循環器病等の生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっています。

健康増進法が制定・施行されてから12年が経過しました。その規定の中に禁煙や受動喫煙の防止による健康障害の防止に関する事項があり、「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されました。また、これと前後して、世界的な禁煙に向けての運動が始まっています。毎年5月31日の「世界禁煙デー」の実施です。

最近の禁煙に関する国の動向としては、平成22年2月に、基本的な方向性として、官公庁や病院は全面禁煙であるべき等を記した通知が出され、平成24年度には、喫煙率を平成34年度までに12%とする目標を掲げるとともに、受動喫煙防止対策の徹底について通知が出されるなど、診療所を含む医療機関における禁煙と受動喫煙防止に向けた取り組みの方針が強く打ち出されてきています。

日本の喫煙率の推移を見ると、昭和41年の49.4%をピークに下降しており、平成16年に30%を下回り、平成26年には19.7%となり、確実に減少しています。また、医師の喫煙率は低く、看護師の喫煙率は意外に高いことが報告されています。

医療機関の禁煙の動きとしては、建物内禁煙から始まり、今では医療機関における敷地内禁煙は珍しいことではありません。当院ではこれまで建物内禁煙として、建物の出入り口、ベランダ、屋上などを含む院内禁煙としてきました。喫煙場所は正面入口奥に患者様用として1か所設けてきました。24年度に受審した病院機能評価においては、正面玄関からよく見えるこの場所について厳しい評価を受けました。当院では、数年前に敷地内禁煙についての議論をしたことはありましたが、この度、WHOが世界に呼びかけて始まって第28回目となる5月31日の世界禁煙デーを機に、やや遅きに失した感はありますが「敷地内禁煙」とすることとしました。タバコの臭いや煙により嫌な思いをされた方はあると思いますが、これからは桜町病院の敷地においてはそのようなことはないと思いますし、これを機に患者さんや職員の喫煙習慣が少しでも減少することを期待しています。一方、禁煙を目指す方の支援になる「禁煙外来」の設置についても検討課題としていきたいと思っています。敷地内禁煙に皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

更にこれからも病院を利用していただく皆さんが利用しやすい環境の改善整備に努めて参りますので、今後ともよろしく願いいたします。



編集後記

昨年のことになりますが、職員の親睦を兼ねて法人のボーリング大会を実施しました。初めての全体レクリエーションでしたが予想以上に参加者があり、他施設の職員とも交流を持つことができ、とても有意義な時間となりました。今年もまた違うイベントを実施したいと思っています。筋肉痛に気を付けて。(竹)

社会福祉法人 聖ヨハネ会にご援助を!!

会の福祉事業発展のために

私どもの福祉事業は大別すると下記の種類があります

桜町病院（一般病棟・療養病棟・ホスピス病棟）

富士聖ヨハネ学園（障害者支援施設・障害福祉サービス事業）

桜町聖ヨハネホーム（特別養護老人ホーム・老人短期入所事業）

桜町・本町高齢者在宅サービスセンター（老人デイサービスセンター・老人居宅介護等事業）

障害者地域生活支援センター（居宅支援・就労支援事業）

★銀行振込★

口座名 社会福祉法人 聖ヨハネ会（普通預金）三菱東京UFJ銀行小金井支店 No.4127570

★郵便局振込★ 00190-7-711126 社会福祉法人 聖ヨハネ会